



2021年5月24日

各位

会社名 理研ビタミン株式会社
代表者名 代表取締役社長 山木 一彦
(コード番号 4526 東証第一部)
問合せ先 経営企画部長 池田 航
(TEL 03-5362-1315)

取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2017年度より導入している当社の取締役および常務執行役員（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「取締役等」という）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という）の継続および一部改定を決議し、本制度に関する議案を2021年6月22日開催予定の第85期定時株主総会（以下、「本株主総会」という）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の継続および一部改定について

当社は、取締役等の報酬等と当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的に、本制度を継続および一部改定することといたしました。

(1) 本制度の継続および一部改定の内容

当社は、2021年9月末日に信託期間が満了する設定済みの本信託について、信託契約の変更を行うことにより、信託期間を3年間延長し、本制度を継続いたします。

改定内容は、本制度の対象とする期間（以下、「対象期間」という）であります。従前は、原則として中期経営計画の対象となる期間に対応した連続する3事業年度を対象期間としておりましたが、当社を取り巻く事業環境の変化および不透明性が高まっている状況を踏まえ、改定後は、中期経営計画の対象となる期間に必ずしも対応させずに連続する3事業年度を対象とすることといたします。

◎本制度の対象期間

改定前	改定後
<ul style="list-style-type: none"> 原則として中期経営計画の対象となる期間に対応した連続する3事業年度 ただし本年度から実施する当初の本制度の対象期間については、2018年3月31日で終了する事業年度から2021年3月31日で終了する事業年度までの4事業年度 	連続する3事業年度

(2) 本制度の一部改定の条件

本制度の一部改定は、本株主総会において本制度に関する議案の承認可決を得ることを条件といたします。

2. 本制度の概要

本制度では、役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託 (以下、「B I P信託」という) と称される仕組みを採用しています。当社は、取締役等の退任後に、役位および業績目標の達成度等に応じて、B I P信託により取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭 (以下、「当社株式等」という) の交付および給付 (以下、「交付等」という) を行います。

以下に記載する内容の他、本制度の詳細については、2017年5月22日付「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、今般の本制度の継続および改定においては、本信託が所有する残余株式を活用するため、新たな資金拠出および信託による当社株式の追加取得は予定しておりません。

また、当社は、本日開催の取締役会において、当社の執行役員を対象としたインセンティブ・プランとして導入している「株式付与E S O P信託」の継続を決議しております。

◎第81期定時株主総会において株主の皆さまのご承認をいただいた本制度の主な内容

項目	内容
①本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社の取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)
②当社が拠出する金員の上限	・3事業年度からなる対象期間を対象として、240百万円
③当社株式の取得方法および取締役に交付等が行われる当社株式等の数の上限	・1事業年度あたりに取締役に付与するポイントの上限は、40,000ポイント ^{※1} ※1 2020年4月1日付の株式分割前は20,000ポイント ・3事業年度からなる対象期間を対象として取締役に交付等が行われる当社株式等の数の総数の上限は120,000株 ^{※2} ※2 2020年4月1日付の株式分割前は60,000株 ・2017年3月31日時点の当社発行済株式総数 (自己株式控除後) に対する割合は約0.12% ・本信託は当社株式を当社 (自己株式処分) または株式市場から取得する予定
④業績達成条件の内容	・毎事業年度の連結営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益に応じて変動
⑤取締役に対する当社株式等の交付等の時期	・取締役の退任時

(ご参考) 信託契約の内容

①信託の種類	単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
⑤受益者	取締役等のうち受益者要件を満たす者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者
⑦信託契約日	2017年8月(信託期間延長のため2021年8月に変更予定)
⑧信託の期間	2017年8月～2021年9月 (2021年8月の信託契約の変更により、2024年9月まで延長予定)
⑨制度開始日	2017年9月
⑩議決権行使	行使しないものとします。
⑪取得株式の種類	当社普通株式
⑫信託金の上限額	240百万円（信託報酬および信託費用を含みます。）
⑬取得方法	株式市場より取得または当社からの自己株式処分による取得
⑭帰属権利者	当社
⑮残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあるものとします。

以 上